



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 阪神内燃機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木下 和彦
(コード番号 6018 東証第2部)
問 合 せ 先 常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
(TEL 078-332-2081)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 150 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 提案の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 27 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日	(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第34条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当するときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>